

「子どもの多様な学びを知ろう！」 キャラバン | N長崎県

NPO法人 フリースクール クレイン・ハーバー
〒852-8156 長崎県長崎市赤迫1-4-16-6F

助成事業の概要

不登校の子どもたちは様々な理由により学校へ行っていません。しかし学校での教育を受けていないからといって未来が無いわけではなく、学校以外の場でも十分に学び・成長できるのだということを、一人でも多くの方々に知ってもらう為に今回の事業を実施いたしました。

～キャラバン開催日～

7月 2日（土）佐世保市
7月 3日（日）長崎市
7月23日（土）五島市
8月 6日（土）壱岐市
9月 3日（土）対馬市

～追加キャラバン～

10月1日（土）長崎市
29年2月19日（日）長崎市 ※

全ての会場で

- ・多様な学びについての実践報告
- ・子どもの権利条約について
- ・国の不登校支援策「多様な教育確保法案（仮）」について説明を行いました

※成立した法律についてこれまでの経緯や今後の動きについて説明しました。

事業の成果

参加して下さったほとんどの方が「多様な教育

機会確保法案（仮）」について知らなかったとおっしゃっていましたが、なぜそのような法案を必要としているのかということは理解していただけたと感じています。

昭和22年から変わらずにきた「学校教育法」で定める義務教育は、子どもたちが学び・成長するために必要である反面、義務ではなく強制のような価値観が植え付けられてしまっています。

子どもたちを取り巻く環境は時代と共に変化し、インターネットを利用した大人側が気づきにくい「いじめ」に悩む子どもや、発達障がい等の目には見えにくい障がいを抱えている子どもたちの中には、学校に居場所がないと感じていたり、行きたくないという気持ちを抱えている子も少なくありません。しかし義務と定められた「学校へ行くこと」を、否定する事ができません。また親も同じように子どもは学校に行かせないといけないう価値観を持っているため、子どもは無理をして通い続けます。

学校に行かなくてはいけないという価値観は、こういった悩みを抱えた子どもたちを最悪の場合自殺へと追い込んでしまいます。

このような背景を踏まえ、参加して下さった皆さんに学校以外の場でも子どもたちが学び・成長することは可能だということ、国もそれに気づき法案を変えようと動いていることを十分に伝える事ができました。

またフリースクールやフリースペース等の、不登校の子どもたちが居場所として利用している場の認知や、その存在意義も理解していただけたのではないかと考えています。

会場によってはスクールソーシャルワーカーも参加してくださっていました。

学校で直接子どもの支援に携わる方に今回の話を聞いていただけたのも、大きな収穫でした。

各地域で不登校の子どもの支援に携わっている方の参加もあり、今後の協力体制構築にも繋がりました。

今回のキャラバンの日程が参議院議員選挙前の街頭演説等と重なり、予想以上に参加人数が少なくなってしまったこと、また当初6月の通常国会で審議されるとしていた法案が上程のみで、11月の臨時国会へ持ち越しとなり、追加で説明会を開催して欲しいとの要望があったため、2月19日に当団体が予定していた講座の中で説明会を行う運びとなり、予定よりもキャラバンの終了が遅くなり報告が遅れてしまいました。大変申し訳ありませんでした。

のではないのでしょうか。

昨年12月7日に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が無事に成立し、このキャラバン事業により長崎県下に説明していたことが市民への理解や、後押しに繋がったのではないかと感じています。

とはいえ、まだまだこの法律についての認知の低さや、法律ができて学校へ行くことへの価値観というものは簡単には変わることはありません。

今後も引き続き私共はこの法律の周知活動を実施しながら、不登校に苦しむ子どもや保護者の方が安心して学校を休み、学校以外の場でも学び育つことができるということを発信していきたいと考えています。

成果の広報・公表

- ・当団体のホームページに掲載
- ・当団体が昨年12月から実施している連続講座「不登校から社会的自立へ」でも今回の事業内容や成果を発表し資料も配布
(H29, 2, 19)

今後の展開

「学校へ行くのは当たり前」と植え付けられてしまった価値観を変えるというのは、本当に難しい事です。

親に教育の義務が課せられているのは、子どもを守る事を前提としたものだとして私共は捉えています。

子どもを養育していく上で学校に固執する必要はなく、子どもが自分らしく成長できる環境を提供する事でも、親の教育の義務は十分に果たされる